

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

三木市長 仲田 一彦

市町村名 (市町村コード)	兵庫県三木市 (28215)	
地域名 (地域内農業集落名)	吉川町 (上荒川)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和5年12月2日、令和6年12月14日 (第1~2回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。
 注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

<p>2023年実施の集落農家へのアンケートによると、</p> <p>①後継者について、現在も10年後も68%が不在と回答し、上荒川の約2/3の農家が農地を維持できなくなる可能性がある。</p> <p>②耕作面積について、現在は全ての農家が現状維持と回答しているが、10年後は13%の農家が縮小と回答している。</p> <p>③農地バンクの利用について、現在と10年後を比較して、利用するは16%から23%と7%増加、利用しないは36%から19%と17%減少、分からないが48%から58%と10%増加する。</p> <p>④耕地整理の協力について、10年後は、協力できるが約1/3の36%で、協力できないは6農家の19%で、最も多いのは分からないの45%である。</p> <p>⑤集落営農設立について、協力できるは現在39%で10年後は36%となるが、1/3を超える農家は協力の意向である。協力できないは22%から16%へと減少し、分からないが39%から48%へと増加する。</p> <p>耕地整理と集落営農について、約1/3の農家は協力の意向であるが、分からないと回答する農家が約1/2を占める。しかし、後継者不在の農家が約2/3以上あることを考えると、上荒川の農地活用の方向性を検討することは喫緊の課題である。</p>

(2) 地域における農業の将来の在り方

<p>水稻栽培は、引き続き山田錦を核に、個別完結型の営農を進め、寒暖差及び粘土質の土壌を活用した生産量維持を目指す。一方、空き農地が発生した場合は、地区内の隣接農業者や酒蔵等への集約を基本とし、周辺地区の認定農業者や農業法人等への集積を行う。</p> <p>担い手不足や農業機械代の高騰に対応した集約農業の新たな仕組みとして、集落営農組織の立ち上げを検討する。</p> <p>地区内の若手後継者に対し、機械作業に慣れてもらいながら将来の担い手として育成する。</p>

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	31.10 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	31.10 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

<p>農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とする。</p>

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
離農、規模縮小が生じた場合、隣接農業者を中心に集積・集約化を図り、農業委員等と調整し農地バンクを通じて進める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
個別で管理できなくなった場合は、農地バンクに貸し付け、段階的に集約化する。その際、農業委員と調整し、所有者の貸し付け意向時期に配慮する。
(3)基盤整備事業への取組方針
基盤整備は地区内の一部の農地で実施済みである。未整備地については、地区内で話し合いを継続し、次世代を担う者の作業効率化のため、基盤整備事業の実施に向けて検討する。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
上荒川集落において、地区外の新規就農希望者がいる場合は、地域の貴重な担い手として受け入れるルールをつくり、三木市や加西農業改良普及センター、JAみのりとも連携し、多様な担い手確保に努める。また、地区内の農業後継者や若者も農作業に慣れてもらいながら、将来の担い手として育成する。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
必要に応じて、良質な山田錦生産に欠かせない病害虫の防除や、水稻の乾燥調整作業をJAみのり等に委託する。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ①地域による鳥獣害対策について、兵庫県立総合射撃場と連携し具体的な対応策を検討する。
- ⑦多面的機能支払交付金等の活用により、農地、水路、法面等の保全を進める。